

社援基発0124第1号

平成29年1月24日

(最終改正：令和3年2月24日)

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

#### 記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の3の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

(別表)

年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2019年と比較した 伸び率
1960以前	19.8	5.758
1961	21.8	5.229
1962	22.3	5.112
1963	22.9	4.978
1964	23.9	4.770
1965	24.7	4.615
1966	26.5	4.302
1967	28.0	4.071
1968	29.0	3.931
1969	30.9	3.689
1970	32.8	3.476
1971	33.3	3.423
1972	36.3	3.140
1973	45.9	2.484
1974	54.4	2.096
1975	55.1	2.069
1976	59.6	1.913
1977	62.2	1.833
1978	65.5	1.740
1979	72.6	1.570
1980	79.2	1.439
1981	79.5	1.434
1982	79.7	1.430
1983	79.7	1.430
1984	81.5	1.399
1985	81.1	1.406
1986	80.6	1.414
1987	82.0	1.390
1988	83.6	1.364
1989	88.0	1.295
1990	91.0	1.253
1991	93.3	1.222
1992	94.6	1.205
1993	95.1	1.199
1994	95.5	1.194
1995	95.6	1.192
1996	95.8	1.190
1997	96.5	1.181

1998	94.7	1.204
1999	93.8	1.215
2000	94.0	1.213
2001	92.4	1.234
2002	91.5	1.246
2003	92.0	1.239
2004	93.1	1.224
2005	94.2	1.210
2006	96.0	1.188
2007	98.5	1.157
2008	101.6	1.122
2009	98.2	1.161
2010	98.5	1.157
2011	100.0	1.140
2012	99.2	1.149
2013	101.8	1.120
2014	105.3	1.083
2015	105.5	1.081
2016	105.8	1.078
2017	108.1	1.055
2018	111.6	1.022
2019 以降	114.0	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.213 となる。